

平成20年12月3日

平成20年第4回岬町議会定例会

第2日会議録

平成20年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成20年12月3日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀
企 画 部 企 画 人 事 課 長 保 井 太 郎	住 民 部 保 険 年 金 課 長 古 橋 重 和
総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理 竹 下 雅 樹
兼 議 会 係 長

議事日程

- | | | |
|------|---------|-------------------------------------|
| 日程1 | 議案第 91号 | 平成20年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程2 | 議案第 92号 | 平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程3 | 議案第 93号 | 平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件 |
| 日程4 | 議案第 94号 | 平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件 |
| 日程5 | 議案第 95号 | 平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程6 | 議案第 96号 | 損害賠償の額の決定及び和解の件 |
| 日程7 | 議案第 97号 | 岬町立アップル館の指定管理者の指定の件 |
| 日程8 | 議案第 98号 | 岬町職員定数条例の一部を改正する件 |
| 日程9 | 議案第 99号 | 岬町手数料条例の一部を改正する件 |
| 日程10 | 議案第100号 | 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件 |
| 日程11 | 議案第101号 | 岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件 |
| 日程12 | 議案第102号 | 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件 |

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、議案第91号「平成20年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第91号、平成20年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件につきまして、概要を説明いたします。

現在、我が国の経済は、アメリカ発のサブプライムローン問題やリーマンショックなどから端を発しました世界同時不況が強まる中、バブル経済崩壊後の株価の最安値を更新するなど、極めて深刻な状況となっており、企業業績の悪化など、実態経済に及ぼす影響が懸念されております。これに伴い、地域経済におきましても、相当大きな影響を受けると考えられることから、今後とも予断を許さない状況となっております。

本町におきましては、歳入面では、地価の下落、人口構成等のさまざまな要因により、引き続き厳しい状況でございます。また、歳出面では、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、本年度におきましても多額の財源不足が予想されております。

したがって、今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び今年度から実施しております職員給の見直しに伴う職員給与に係る人件費の調整、法令等の改正に基づくものや緊急性の高い経費など、真に必要な経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億434万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,976万5,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページから12ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、992万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障害福祉サービス等の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金177万6,000円、ことし8月に国が発表いたしました緊急総合対策に伴う地域活性化緊急安心実現総合対策交付金814万4,000円などとなっております。

府支出金につきましては、297万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障害者自立支援給付費負担金88万8,000円、大阪版地方分権推進制度によるパッケージ事務移譲といたしまして、子育て支援パッケージ及び住民との協働パッケージ分の移譲事務交付金として、それぞれ100万円を計上するほか、大阪府財政再建プログラムにおける市町村補助金の交付金化に伴う調整といたしまして、各課所属の相談事業に係る補助金、交付金を合わせて20万4,000円を減額計上いたしております。

具体的には、本町では、これまで大阪府の補助金を活用して、人権相談、地域就労支援進路相談の各相談事業を実施してきましたが、本年度から実施される相談事業の交付金化に伴いまして、当初予算で計上した費目を見直すとともに、新たな町の財政負担が生じないように、一定の見直しをいたしております。

寄附金につきましては、深日児童館への指定寄附といたしまして、5万円を計上いたしております。

繰入金といたしましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金1,869万9,000円を減額計上するものでございます。

諸収入につきましては、淡輪保育所からの重油漏れ事故に係る総合賠償補償保険金2,000万円、大阪府の受託事業として特定交通安全施設等整備受託事業収入4,000万円、合わせて6,000万円を計上いたしております。

町債につきましては、大阪府財政再建プログラムに基づき、年利4%以上の高利率の府貸付金の繰上償還に伴う借換債5,010万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

4ページ、5ページをご参照願います。なお詳細につきましては、13ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました職員の人事異動等に伴う給料、職員手当等、共済費に係る職員給与費の調整を行っております。これらの職員給与費は、歳出予算の各

費目に計上している関係上、以後の説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議会費につきましては、職員給与費24万1,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、2,176万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか多奈川線深日港1号踏切閉鎖の検討に伴う町有地境界確定業務委託料及び鑑定委託料、合わせまして89万1,000円。現在、老朽化のため使用不能となっているマイクロバス購入に係る公用車購入費168万円などとなっております。

民生費につきましては、1,662万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか国民健康保険特別会計への繰出金522万1,000円、介護保険特別会計への繰出金794万8,000円、淡輪保育所からの重油漏れ事故に係る和解賠償金723万円などとなっております。

衛生費につきましては、職員給与費として584万6,000円を減額計上いたしております。

商工費につきましては、相談事業の交付金化に伴いまして、地域就労支援コーディネーター等の業務委託料9万9,000円を減額計上するとともに、海釣り公園整備事業に係る工事請負費及び備品購入費の費目間更正といたしまして、それぞれ250万円を増額及び減額計上するものでございます。

土木費といたしましては、2,103万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか大阪府の受託事業として施工する海釣り公園に隣接する道の駅の浄化槽増設に係る特定交通安全施設等整備工事費及び設計業務委託料など合わせまして4,000万円を増額計上するとともに、下水道事業特別会計繰出金839万8,000円を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を充当するための事業といたしまして、町内の各避難施設への備蓄倉庫の設置及び防災対策に係る関連経費といたしまして、814万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、718万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか深日小学校漏水改修工事26万9,000円、要保護・準要保護児童学用品等の扶助費92万4,000円などとなっております。

公債費につきましては、大阪府財政再建プログラムに基づく、年利4%以上の高利率の府貸付金に係る繰上償還金5,015万1,000円を計上いたしております。

次に、6ページをご参照願います。

債務負担行為補正につきましては、特定交通安全施設等整備事業を追加するもので、期間につきましては平成21年度、限度額を500万円とするものでございます。

続きまして、7ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、大阪府財政再建プログラムに基づく借換債の発行に伴いまして、借換債を当初予算から変更を行うもので、限度額を7,938万8,000円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、資金、区分及び償還の方法につきましては、ごらんとおりでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 本会議での質問が、各委員会に付託の予定でありますので、私の方の総務文教委員会に所管する関連の質問もあろうかと思いますが、その点、全体に係る問題ですので、ご了解を賜りたいと、このように思います。

といいますのは、企画と事業に関係するわけなんです。岬町の、先ほど総務部長の方から財政難、非常に厳しいという説明があったわけなんですけども、それに伴って、ことしの夏に、岬ゆめ・みらい事業というものを立ち上げて、官民一体で、今後いろんな事業をやっていこうと。それによって町の活性化を図っていこうという趣旨の説明があったかのように記憶しているんですが。それに伴って、現在、当時は8団体という業者、官民一体でやる8団体ということの説明を聞いておるんですが、その後の経過、どのようになっているか、少し説明をしていただきたいなど、このように思います。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 田代議員の質問にお答えいたします。

岬ゆめ・みらいサポート事業が6月の段階で認めていただきまして、それから協働事業化するための制度、協働の「きょう」は協力の「協」でございます。「どう」はにんべんの動く、「働

く」という字がつきます。協力して働くということが主たるテーマでございます。その段階で町のホームページ等で制度の紹介、それからサポーターを募集してきました。10月30日現在で、先ほど田代先生が8団体、最初の段階であったということですが、現段階では22団体、登録されております。現在もなおかつ多彩なコミュニティ活動の拠点ということでございまして、今も募集しておりまして、11月に入ってから1件プラスされているというふう聞いております。

よろしく申し上げます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 今、企画部長の方から説明をいただいたんですけども、その中で、昨年に町長の方から、特に力を入れてこられた海水浴場のうきわというボランティアの団体が、今後、岬町のサポート事業で立ち上げていただいて、昨年、寄附金の中に100万円ちょっとご寄附をいただいているわけなんですけども、現在22団体あるということなんですけども、今回の予算書を見ますと、寄附金が教育関係でご寄附をいただいているというふうには、この予算に載っているんですけども、今回はこういった寄附は、寄附ですから請求するというわけにはいかんでしょうけども、22業者がある中で、前年度同様、例えば、うきわとか、他の業者からの寄附はなかったのかどうか、その辺ちょっとお伺したいと思います。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 今、田代議員の質問にお答えしたいと思います。

今、言われております団体でございますけども、現在、ゆめ・みらい基金ということで寄附をいただいている団体は6件ございます。6件ございますけれども、田代議員からのご指摘の団体からは、現在いただいておりません。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 特に、うきわという事業については、当初の、私、9月8日の産経に町の立ち上げた様子があったんで、8月ごろと言ったのは、6月であって、これは間違いなんですけども。その中で、収益金を上がったら、それを町長の方からも全協等でお聞きしてるんですけども、上がった収益については、その分、2分の1に相当するのか、3分の1なのかは別として、ご寄附をいただくんで、町の職員も休みをあくまで公務扱いにしてやるんだということを、これあくまで町の活性化をやるんだということを町長は強調されたので、その辺の寄附はなかったのかなというふうなことの思いで質問させていただいているんですけども。その辺の、うきわさんの方の関係は、今回、海水浴場の収益等は上がらなかったのかどうか、町の方にそういう決算の情報とか、そう

いうものは来てないのかどうか、確認をしておきたいというふうに思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 それでは、うきわさんの件につきまして、私の方からご答弁させていただきたいと思
います。

昨年と変わったところは、近畿コカ・コーラボトラーズさんとの契約が変わりまして、去年は
その日の売り上げで、8月末で決算が終わったんですけども、今回はすべてコカ・コーラさん
の方で管理をしていただくということで、9月30日締めで、コカ・コーラさんの方から最終の収
益、利益の部分が歳入として確定するというので、最終確定したのが10月入ってからだとお
伺しております。現在のところ、約200万円近くの収益が上がり、そのうち既に現物でのご寄
附という形で幾らかいただいております。残金については、その辺が確定した後、すべてご寄附
いただくというふうに報告受けております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」につい
ては、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託した
いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任
委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程2、議案第92号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3
次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程2、議案第92号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3
次)の件につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算は、本年4月からの制度改正により、退職者医療制度の対象となる被保険者の
年齢が75歳未満から65歳未満に引き下げられ、一般被保険者医療制度へ移行したことなどを

理由に、それぞれの医療費の決算見込額と当初予算計上いたしました額とに乖離が生じることが見込まれるため、これに係る医療費及びその財源の更正、職員人事異動による人件費の補正、また、来年1月からの出産育児一時金支給額の改正に伴う補正並びに保健事業の充実に要する経費について補正を行うものでございます。

それでは、補正予算の内容について、ご説明いたします。予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,303万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,384万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要について、ご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページ及び6ページをあわせてご参照願います。

国民健康保険料として1,508万6,000円を増額補正するものであります。その内訳として、一般被保険者国民健康保険料において3,611万5,000円の増額を、退職被保険者等国民健康保険料において5,120万1,000円の減額を行っております。これは一般被保険者及び退職被保険者に係る医療費に充当する保険料の調整に伴う補正でございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金として5,025万4,000円を、同じく国庫補助金として1,330万1,000円をそれぞれ増額補正するものであります。これは退職者医療制度の改正に伴い、一般被保険者に係る医療費の増加が見込まれることから、これに充当する療養給付費負担金5,025万4,000円及び普通調整交付金1,330万1,000円の増額補正でございます。

次に、療養給付費交付金として、9,242万9,000円を減額補正するものであります。これは退職者被保険者に係る医療費の減少が見込まれることから、その財源である療養給付費交付金を減額補正するものであります。

次に、府支出金、府補助金として1,034万5,000円を増額補正するものであります。これは国庫支出金の増額補正と同様に、一般被保険者に係る医療費の増加が見込まれることから、これに充当する普通調整交付金の補正でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金として522万1,000円を、同じく基金繰入金として4,143万3,000円を増額補正するものでございます。これは職員の人事異動に伴う人件費及び出産育児一時金に充当するための一般会計繰入金を、また、一般被保険者に係る医療費等に充当する国保財政基盤安定基金繰入金の補正でございます。

続きまして、歳出予算の概要について、ご説明いたします。予算書の3ページを、詳細につきましては7ページ及び8ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費として514万1,000円を増額補正するものでございます。これは職員の人事異動等による人件費の増額による補正でございます。

次に、保険給付費、療養諸費として321万5,000円を減額補正、また、高額療養費として739万3,000円を増額補正するものであります。これは退職者医療制度の対象となる被保険者の年齢が引き下げられ、一般被保険者医療制度に移行したことに伴いまして、それぞれの医療費の決算見込額は、当初予算で見込みました医療費と乖離することが見込まれることから、今般、一般被保険者及び退職者被保険者等のそれぞれの医療費について調整を行う補正でございます。

また、保険給付費、出産一時金として12万円を増額補正するものであります。これは出産育児一時金支給額の改正に伴う少額の補正でございます。

次に、保健事業費として360万円を増額補正するものであります。これは本年4月から人間ドックの助成限度額を2万円から4万円に増額したことにより、人間ドックの利用者が既に昨年の実績を超え、さらに増加することが見込まれることから、今回補正を行うものでございます。

以上が平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第93号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程3、議案第93号、平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億536万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページ及び5ページに記載しております。

まず、歳入の補正予算としまして、繰入金794万8,000円の増額補正でございます。内容につきまして、職員の異動等に伴う職員給与費に係る繰入金を82万円減額調整する一方、介護保険制度の変更に伴うシステム改修費用に充当するため、一般会計から介護保険特別会計へ繰入金を876万8,000円増額した2つの合計額でございます。

続きまして、歳出におきましては、総務費として794万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、職員の異動等に伴う職員給与費に係る調整として82万円の減額及び介護保険制度の変更に伴い、認定調査項目の見直しと介護報酬の改定等によるシステム改修費用876万8,000円の合計額でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程4、議案第94号「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程4、議案第94号、平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の異動、給料の3%減額等による職員給与費に係る人件費の調整並びに大阪府財政再建プログラムに基づく府貸付金の借りかえ及び資本費平準化債の発行可能額の改定によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,810万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億690万6,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページと5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、職員の異動、給料の3%減額等による職員給与費に係る人件費の調整により839万8,000円を減額し、2億8,871万4,000円とするものです。

町債につきましては、大阪府財政再建プログラムに基づく府貸付金の借りかえ及び資本費平準化債の発行可能額の改定に伴い、2億2,650万円を増額し、5億5,395万4,000円とするものでございます。

次に、歳出といたしまして、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、6ページと7ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、職員の異動、給料の3%減額等による職員給与費に係る人件費の調整により650万6,000円を減額し、8,691万円とするものです。

事業費、下水道事業費につきましては、給料の3%減額等による給与費に係る人件費の調整により48万4,000円を減額し、2億3,571万9,000円とするものです。

公債費につきましては、財政再建プログラムに基づく府貸付金の借りかえ並びに公的資金、繰上償還に係る地方債元金償還金の確定に伴い、地方債償還金2億2,509万2,000円を増額し、6億8,427万7,000円とするものです。

次に、3ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、資本費平準化債により、下水道事業の限度額を補正前2億4,280万円を、補正後2億4,550万円とし、府貸付金の借りかえにより、下水道事業借換債の限度額を補正前8,465万4,000円を、補正後3億845万4,000円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程5、議案第95号「平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程5、議案第95号、平成20年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び職員給与3%減額による人件費の調整並びに自己水の減少に伴う府営水の増量による受水費の補正を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページと5ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的支出ですが、水道事業費のうち、営業費用について、予算額1,544万2,000円を増額し、5億4,022万1,000円とするもので、職員給与費等の減額及び受水費の増額を合わせたものでございます。

次に、第3条として、予算第4条、本文括弧書中「1億6,182万1,000円」を「1億6,151万3,000円」に減額するもので、職員給与費等の減額によるものでございます。

2ページを参照願います。

先に5条より説明させていただきます。

重要な資産の取得及び処分として、資本的支出の配水管整備事業費の額を定めており、今回、当該事業費を30万8,000円減額することに伴い、1億2,163万4,000円とするものでございます。これにつきましても職員給与費等の減額によるものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、人件費の総額を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における人件費506万6,000円を減額することに伴い、その額を7,213万2,000円とするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成20年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程6、議案第96号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程6、議案第96号、損害賠償の額の決定及び和解の件について、ご説明いたします。

岬町立淡輪保育所からの重油漏れにより、付近民家の井戸を汚染した事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の裏面をご参照ください。

一番下の提案理由ですけれども、岬町立淡輪保育所からの重油漏れにより、付近民家の井戸を汚染した事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の件について、今般、井戸の所有者と和解について合意が成立しましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

その上の2事故の概要でございます。岬町立淡輪保育所での暖房用燃料に重油を使用していたところですが、この重油は、建物の外のタンクから地下埋設管を経て保育所建物内のボイラー室へ供給されていたところでした。この地下埋設されている配管が破損したため重油が漏れ出し、下流域の付近民家において使用していた井戸を汚染したもので、平成6年3月4日に重油漏れが確認されています。

その後、町は井戸の清掃や井戸水がえ、井戸の利用ができなくなったための水道・下水道料金の負担を行ってきましたが、今般、事故後15年目を迎え、町の責任とおわびを行い、損害に係る賠償金を支払うことで合意が成立しましたので、提案申し上げるものです。

議案の1面にお戻りください。

損害賠償及び和解の相手方並びに損害賠償の額

損害賠償及び和解の相手方並びに損害賠償の額は、汚染した井戸の所在地別に次のとおりとする。

(1) 井戸の所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪4570番地6

損害賠償の額 633万9,059円

相手方 大阪府泉南郡岬町淡輪4570番地の6
村田節子

(2) 井戸の所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪4573番地1

損害賠償の額 743万7,675円

相手方 大阪府泉南郡岬町淡輪4573番地の1
田中 光

(3) 井戸の所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪4573番地3

損害賠償の額 430万4,956円

相手方 法定相続人4人になっております。

所有者は、晒 茂義であります。

法定相続人につきましては、大阪府泉南郡岬町淡輪4573番地、

晒 アユキ、同じく晒 邦雄、同じく晒 志津代

もう一方、大阪府泉南郡岬町淡輪3026番地の17

小川孝代であります。

(4) 井戸の所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪4572番地3

損害賠償の額 527万5,011円

相手方 4名の共有名義になっております。

大阪府泉南郡岬町淡輪4572番地の3

小原孝次、同じく小原正子

愛知県一宮市北方町曾根字村東346番地2

小原将史

神奈川県鎌倉市岡本1189番地4

鎌倉岡本ガーデンホームズ1054号

小原康生

(5) 井戸の所在地 大阪府泉南郡岬町淡輪4589番地

損害賠償の額 545万6,614円

相手方 大阪府泉南郡岬町淡輪4589番地
村田三重子

以上でございます。

ここで、先ほど説明しました金額表示について、補足で説明をさせていただきます。別紙で資料をお配りしていると思いますので、ご参照ください。

今回、議案に記載している金額は、この資料、金額が入っている横表ですけれども、この表の一番右の欄の金額になっております。この金額には、平成6年の事故発生以来、実施した井戸がえ費用と実費を町が負担した上下水道料金が含まれている金額であることをご理解賜りたいと思います。

既払い金の計欄が過年度分であり、ここの表の5つの欄がありますけれども、一番左側が平成6年度から19年度までに要した井戸がえの費用、それから、その次の欄が上下水道料金であります。この2つの合計額は既払い金の合計欄、ちょうど真ん中の表に当たっております。

今回、和解に当たっての最終的に支払う賠償金は、この表の右から2番目、和解により支払う賠償金額となっております。詳細については委員会で説明させていただきますが、和解に当たっては、既にことしの10月にそれぞれの方に和解契約書を取り交わしており、その中で事故の概要、町の管理の瑕疵による事故発生であり、おわびをするという責任の所在と謝罪を明記しています。また、事故発生後に岬町が井戸がえ作業費用と上下水道料金を負担してきたことと、その負担額の合計額を記載し、最後に和解契約は議会議決後に有効になること、議決後に先ほど説明した最終的に支払う賠償金額の欄の金額をそれぞれに支払うこと、その支払いによって、本件についての債権債務は存在しないことを明記しています。

この和解により支払う最終的な賠償金の算定方法につきましては、民法724条の時効消滅期間20年を採用して、平成6年から平成25年までとし、過年度払い分を除いた25年度までの上下水道料金の見込み額、同じく過年度に実施した清掃費用を除いた今後25年度までの5年分の井戸がえ費用、井戸を使用できなくなったことに対する精神的苦痛に対する賠償金額20年分、そして、原状復旧費として、井戸汚染により使用不能になったり、取り外さざるを得なかったポンプや井戸ふた、その他事故により買いかえを余儀なくされた物品の補償という4つの合計額を個人それぞれに算定して求めているものでございます。なお、金額の大小、2倍ぐらいに開いているご家庭もありますけれども、要因は世帯の人数の差による水道の使用料の違いによる料金差が一番大きな要因となっております。

以上が議案第96号、損害賠償の額の決定及び和解の件の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 確認の意味でお尋ねします。

平成6年から長きにわたって、この問題については私も十分熟知しているつもりなんで、今回、和解が成立したということは、まことに喜ばしいなというふうに思います。相手の方に対して、十分な誠意をもって、今後の対応をしていただきたいなということを前もって申し上げておきます。

今の説明の中で、各補償方の相手についての詳細な説明あったんですけども、そこでお聞きしますけども、最終的には、損害賠償の額として議決を求める額というのは2,881万3,315円なんです。その中で、当初から保険に加入しているので保険で対応するんだということが、各出てくるたびに、その説明があったかのように私は聞いておるんですが。今回、その保険限度額で十分対応できるのか。今まで、19年度までに岬町が負担した井戸がえの経費とか、さらに岬町が負担した上下水道料金、そういったものを含めて、最終的に保険で対応ができるのか。できないとするなら、超えたとしたら、どのぐらいの町の持ち出しになるのか、その点をまず1点お聞きしたい。

それから、今後の問題なんですけども、もう既にこの対応は十分なされているとは思いますが、地下埋設、公共施設の中でこういった重油、または他の燃料もなんですけども、燃料を使うに当たって、地下埋設等の配管等が公共施設にあるとするなら、その辺の今後の対応策はどのように検討しているのか。なかったらいいんですが、しているのか。といいますのは、昨年だったかね、上下水道の方で、みさき公園の方で、水道の埋設管があって、ガス管と並行していたために、水道漏れが起きて、ガス管に損傷を与えたということで、これは保険でもう対応されたと思うんですが、そういった事故が報告されております。今後、そのような事故に対する対策は行っておるのかどうか、その点、2点をお尋ねしたいというふうに思います。

○谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 まず、1点目のこの件にかかわる総額と保険金額ですけれども、2,881万3,000円何がしかの補償金額、これ以外に、淡輪保育所での井戸がえ費用あるいは水質検査費用等がかかっておりますので、委員会の資料には添付しておりますけれども、総額としてどのくらいの金額かと言いますと、4,231万5,565円かかっております。これは事故当初の重油処分費から始まりまして、井戸がえ費用、それから水道料金、それから淡輪保育所内の油の汚染状況の調査委託料、それと今回の最終で支払う損害賠償金、全体の金額であります。これに充当する財源として、保険金額は上限が2,000万円ですので、2,000万円を今回12月補正で計上いたしております。

それから、2点目の地下埋設管の問題ですけれども、淡輪保育所につきましては、事故直後の工事によりまして、地上に現在上げております。ですから、淡輪では地上からすぐ見れるということになっておりますけれども、他の施設につきましては、それをいきなり地上に上げるということはやっておりませんので、随時、例えば、水道管が漏水をしている状況等、例えば緑が丘保育所もそうでしたけれども、漏水の状況がわかって、これは取りかえなければならないという場合に、地上にできるだけ端っこのところに上げられる分については上げるというような、そういうような対応をとっているところであります。

以上です。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 1点目の町の持ち出しはないのかということについては、持ち出しがあるということですね。そういったところは、やはり本会議ですから、私が質問しなくても、その辺の説明はしてほしいと、今後気をつけていただきたいと、このように思います。

それから、今後の事故対策なんですが、淡輪保育所については上げておるから問題ないということで、他のところについて、井戸があるかないかは別として、やはりできるだけ、そういった事故があったわけですから、今後そういうことに対する、事故が起きて、町が損害をこうむったり、人的損傷があったりするようなことはあってはならないと、このような観点から、でき得れば、財政難の折ですけれども、そういった今後の対策をしていかないと、長きにわたって、このような事故が発生したわけですから、その点を含めた、今後、これは住民部ばかりじゃなしに、全体公共施設の中で検討課題として、十分検討していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「損害賠償の額の決定及び和解の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時10分。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○谷本 貢議長 日程7、議案第97号「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

○岡田教育部長 日程7、議案第97号、岬町立アップル館の指定管理者の指定の件につきまして、説明させていただきます。

岬町立アップル館指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、提案理由といたしましては、岬町立アップル館の指定管理者候補者選定委員会において、2つの申請者によるプレゼンテーション及び書類審査により選定結果の答申を得ましたので、岬町立アップル館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

まず、管理を行わせる施設ですが、

名称 岬町立アップル館

所在地 大阪府泉南郡岬町深日 8 5 0 番地

指定管理者 住所 大阪府泉南郡岬町深日 9 9 4 番地の 2 4 5

名称 岬町子どもの本連絡会

代表者 近藤弘子

指定期間 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 3 年間であります。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私、総務文教委員でないの、ちょっと 1 点だけ。指定管理者というのはわかるんですけど、普通、指定管理者であったら幾らの金額とか、何かこうあるんじゃないかと思うんですけど、ただ、指定管理者にするということだけのものですか。何もほかに、年に幾らとか、そんなはないんですか。

○谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

○岡田教育部長 指定管理者の管理を行っていただくための予算については、当初予算で提案させていただきます。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 えらい済みません。当初予算と言われて、ちょっと見てないんで何ですけど、幾らぐらいになっていたんですか。

○谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

○岡田教育部長 ちょっと説明不足でございました。来年の当初予算で提案させていただきます。

一応、総務文教委員会の方では、2 者の比較対照表等も提示させていただいて、ご審議いただきますが、一応、現在のアップル館の運営の予算よりも数万円低くなっているということでございます。

○和田勝弘議員 金額は言われへんの。わからへんから聞いている。

○岡田教育部長 今の岬町子どもの本連絡会につきましての所要額は 1 2 5 万 1, 0 0 0 円でございます。

います。現在、アップル館に対して予算措置しておりますのは、128万2,000円でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 資料の提出を求めたいんですけども、それはこの場でよろしいのでしょうか。委員会に資料を出していただきたいんですが。

○谷本 貢議長 あくまでも大綱的質疑ですから、委員会で。

○中原 晶議員 いつもこの指定管理者の選定については、今回の件のみならず、結果だけ示されるということで、非常に審議をする立場としては、結果だけ言われても、通ったとこだけのことだけしか出てこないの、別に落ちたところのことを詳しく聞きたいわけではなくて、どういう点がどう評価されたのか、ちょっとよくわかりづらいところがあるんですね。率直に申し上げまして、審議をする立場としては、まともに審議できないという思いがしておるんです、私自身は、毎回。それで今回資料の提出・・・。

○谷本 貢議長 中原議員、この件については、中原議員も総務文教委員会に所属しております。委員会で資料はつけます、そういうことですか。

○中原 晶議員 新たにつけていただけるということなんですか。今いただいている総務文教委員会の資料以外に別につけていただけるということなんですね。はい、わかりました。そしたら、その場でまた判断して、必要であれば求めたいと思います。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 総務文教委員会の立場としてしますけども、理事者のいうこの対比表、これは正副委員長会議のときに提出されたこの資料は、皆さんに一応提出するというところだったかのように思うんですけど、これは出してないのかな。指定管理者を選定に当たって、岬いきいきワーカーズと岬町子どもの本連絡会の指定管理、ホームページには載せるとは聞いているんですけど、これはやっぱりきちんと説明するか、出してあげるかしないと、委員の方は委員会で出ますけれども、委員以外の方はちょっと理解がしにくいんじゃないかなと、このように思いますので、その辺をどうかな。

○谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

○岡田教育部長 ただいま田代議員から申し出のあった資料につきましては、今のところ、委員会のときに説明資料として委員会で配付する予定でございます。また、このような資料を準備することについては、正副委員長レクにおきまして、追加でこういう点も書き込むようにというご指摘もいただいておりますので、委員会にお諮りしまして、そして、その後、他の議員の皆様にも

資料提供させていただきたいと思います。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立アップル館の指定管理者の指定の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程8、議案第98号「岬町職員定数条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程8、議案第98号、岬町職員定数条例の一部を改正する件について、説明させていただきます。

提案理由は、職員の定数を見直す必要が生じたため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

職員定数条例は、必要とする職員の最大数として229人でございますが、行財政改革によって職員数が減少しております。退職手当債の要件でもございますので、15人を減じて、214人に職員定数を変更するものでございます。退職手当債は、自治体が団塊の世代の職員の大量退職時代を迎えております。よって、退職手当の資金繰りを必要といたしますので、総務省が平成18年度からの10年間の措置としまして、平年度よりも多額となります部分や、勸奨退職の部分について起債を認めていただきます許可債でございます。定数条例の改正を必要とするものというふうになっております。

改正の内容につきましては、第2条第1項中「171人」を「158人」に改めます。

同条第3号中「44人」を「42人」に改めるものでございます。

新旧対照表をごらんくださいませ。

右の旧の欄、第2条第1号、町長の事務部局の職員「171人」を、左の新しい欄に示します「158人」に変更するものでございます。13人の減になります。

次に、右の旧の欄、第2条第3号、教育委員会の事務局部局の職員「44人」を、左の新しい欄に示します「42人」に変更するものでございます。2人の減員となります。

全体で15人を減するものでございまして、214人に職員数を変更するものでございます。15人の減は、約6.5%減というふうになっております。これは行政改革推進法の総人件費改革において、5年間で5.8%以上の純減が要請されています。及び退職手当債の対象数が、平成20年度で13名、平成19年度で2名となったものによることでございます。

次に、附則の施行期日でございます。第1項は、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

この第1項は、町長の事務局の職員数でございますが、退職手当債の要件として、13名を平成21年4月1日から適用させるものでございます。

第2項は、改正後の第2条第3号の規定は、平成20年4月1日から適用するものでございます。この第2項は、教育委員会の事務局の職員数でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正への対応及び退職手当債の要件として、平成20年4月1日から適用させるものでございます。

職員定数条例は、必要とする職員の最大数を定めておりますが、以上の理由によりまして、職員定数を変更するものでございます。

なお、本件につきましても総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町職員定数条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程 9、議案第 99 号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程 9、議案第 99 号、岬町手数料条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、住民基本台帳法の改正及び住民基本台帳カードの普及のための手数料の無料化並びに認可地縁団体の印鑑登録証明事務の手数料の徴収のため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、岬町手数料条例の一部改正の内容をご説明させていただきます。

議案書の裏面を、また、別冊の新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず、今回の条例（案）は、改正内容の施行日が異なるため条立てとなっております。第 1 条では、住民基本台帳法の改正及び住民基本台帳カードの手数料無料化に関する改正を、第 2 条では、認可地縁団体の印鑑登録証明事務の手数料徴収に関する改正を主な内容としております。

それでは、改正条例の第 1 条の主な内容をご説明させていただきます。

手数料条例第 2 条第 1 号の改正内容は、何人でも住民基本台帳の写しの一部を閲覧することができる旨を規定する住民基本台帳法第 11 条が、国・地方公共団体による閲覧に関する規定を引き続き第 11 条とし、新たに、個人、法人等による閲覧に関する規定を第 11 条の 2 に分離する改正が行われたことが主な改正の内容でございます。

同じく第 2 号の改正内容は、何人でも住民基本台帳の写しを交付請求することができる旨を定めます住民基本台帳法第 12 条を、本人からの交付請求に関する規定を引き続き第 12 条に、弁護士等の第三者からの交付請求を第 12 条の 3 に分離する改正が行われたことが主な改正の内容でございます。

次に、第 3 号の改正内容は、戸籍の附票の写しの交付請求に関することを規定する住民基本台帳法第 20 条は、同じく第 12 条の改正内容に準じて見直されたことに伴いますことが主な改正の内容でございます。

次に、第 2 条第 4 号から第 36 号までをそれぞれ 3 号ずつ繰り下げ、住民基本台帳カード交付手数料を規定する第 3 条の 1 及び再発行手数料を規定する第 3 条の 2 をそれぞれ第 5 号及び第 6

号に規定するとともに、第4号におきまして、住民基本台帳カードシステムを利用し、住民基本台帳の写しの交付請求に関することを定めました第12条の4の規定に基づき、交付されました住民票の交付手数料を新たに追加するものでございます。

次に、手数料条例第3条は、住民票の写しが複数枚ある場合の1件ごとに取り扱う単位を規定しており、第2条の改正内容に準じて所要の改正を行っております。

次に、附則第4項を追加する改正内容につきましては、住民基本台帳カードの普及を促進するため、総務省は住民基本台帳カード発行手数料の減収分を平成22年度まで、特別交付税で補てんする暫定措置を講じることとしており、本町におきましても、この暫定措置内容に準じて住民基本台帳の発行手数料を無料化し、このカードの普及を図るため、本項を追加するものでございます。

次に、改正条例第2条の内容につきましては、岬町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規定が制定され、平成21年1月1日から施行することとなっております。この規則第10条に定めます認可地縁団体印鑑登録に係る手数料に関する規定を第2条第27号として追加し、この改正規定を追加するために第2条第27号から第39号までを1号ずつ繰り下げるものでございます。

次に、附則におきまして、この条例の施行日を規定しておりまして、第1条の改正内容につきましては公布の日から、また、第2条の改正内容につきましては平成21年1月1日から施行することといたしております。

以上が本条例の改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会及び厚生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上によりまして、大綱説明を終わらせていただきます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生各委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町手数料条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生各委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生各委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程10、議案第100号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程10、議案第100号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、同施行令の改正内容に準じ、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の条例改正の背景につきましては、平成21年1月から産科医療補償制度が始まります。この制度に加入した医療機関は、1分娩当たり3万円の保険料を支払う必要があります。この保険料負担分は、個人が負担する出産費用に加算することが予想され、国においては出産一時金の支給額を引き上げる旨の政令を改正してございまして、本町におきましても、出産費用の負担の軽減を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、産科医療補償制度とは、通常の妊娠、分娩にかかわらず、重度脳性麻痺を発症した赤ちゃんが生まれた場合に、補償の実施と脳性麻痺の発生原因を分析し、その再発防止を目的とした制度でございます。

それでは、国民健康保険条例の一部改正の内容をご説明させていただきます。

議案書の裏面を、また新旧対照表もあわせてご参照願います。

条例第7条第1項は、出産育児一時金の支給額を定めており、現行の支給額は35万円と規定してございます。今回、同項にただし書きを追加し、来年1月から始まります産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、この保険料相当額である3万円を上限として加算し、支給額を38万円とする改正内容でございます。

次に、同条第2項において、「第8条」を「次条」とする文言の修正を行う改正を行っており

ます。

次に、附則第1項におきましては、この条例の施行日を平成21年1月1日からと、また、第2項においては、施行日前に出産した者に対する出産育児一時金の支給額は従来どおりとする旨の経過措置を設けております。

以上が本条例の改正の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程11、議案第101号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程11、議案第101号、岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由としまして、岬町健康ふれあいセンターの収支改善を図るために、本条例に所要の改正を行うものです。

今回の改正は、利用料金の改定で、いずれも別表の改定及び追加でございます。議案及び新旧対照表がございますが、まず、別に配付させていただきました岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する条例案の概要に基づいて説明をさせていただきます。

まず、表の面の改正点①としまして、別表第1の温水プールの利用における個人年間利用券の利用料金の改定につきましては、1年利用及び半年利用ともに平均25%のアップの額としております。

②、別表第2の公衆浴場料金における個人年間利用券の利用料金の改定につきましても、1年利用及び半年利用ともに平均25%アップとしています。

③としまして、別表第3の温水プール、公衆浴場以外の施設、つまり各部屋における利用料金体系の変更につきましては、これまでの朝の時間帯、昼の時間帯、夜の時間帯等の貸し切り利用から1時間ごとの利用料金単価の変更としております。これは部屋の利用を促進するために、時間帯区分方式を改めて、時間単価で自由に利用していただくという趣旨での改定であります。

次に、裏面をご参照ください。

④としまして、別表第4のセンター会員費、つまりプール、浴場、フィットネスの自由利用会員ですけれども、この改定につきましては、年会費及び半年会員の会員費は、先ほどの①、②で説明をさせていただきましたプール、浴場の会員券と同様に、平均25%のアップとしております。

⑤としまして、別表第5のスイミングスクール等の会員制教室の会員費の改定と区分の整理、あるいは総合教室等の新設について、ご説明申し上げます。まず、この別表第5のスイミングスクール、水泳教室でありますけれども、(1)大人の教室、(2)小人の教室は、ともに週1回コースですけれども、500円のアップとしています。次の(3)ですけれども、これは新しく教室の追加項目としまして、小人の教室の週2回コースの会費を設定するもので、金額6,500円となっておりますけれども、近隣のスイミングスクールの週1回コースとほぼ同等の会費設定とさせていただいております。次に、(4)特別コースです。これは、いわゆるベビーコースで、6か月から3歳未満の乳幼児とその保護者が対象となる教室ですけれども、300円のアップとしております。これはベビーコース終了後に、その大半が小人コースに引き継いで加入しているという実績を考慮して、300円にとどめております。(5)高齢者及び障害者の水泳教室、週1回コースは、これも新たに設定をしまして、小人コースと同等の会費の設定金額としております。

次に、体操教室の欄ですけれども、(1)大人のコースでは、3,100円から4,700円と大幅なアップとなっておりますが、内容が一新されています。従来はフィットネススタジオで軽い

運動を中心としたそういう体操教室が中心でありました。その後、利用者から要望の多かった、負荷のかかるトレーニングマシンを充実してきました。そこで会員一人一人の体に合ったトレーニングメニューを指導員が作成をして、その人の体力に合ったマシントレーニングができるシステムでの教室ということにしております。

また、同じく体操教室(2)では、小人の教室を廃止し、高齢者及び障害者（大人）の項としております。これは新しい内容の体操教室では、負荷の高いトレーニングマシンを使ったトレーニングになりますので、子どもさんでは使用できないということから、小人の教室を廃止し、新たに高齢者及び障害者の利用料金として定めたものでございます。

次に、総合教室という項を新たに設定をしまして、体操教室に加えて、プールも使用できるコースとして設定をし、大人6,800円、高齢者及び障害者については6,300円という金額を設定させていただいております。

次に、⑥としまして、別表第6の附属設備等の利用料金に係る表を新たに設定するにつきましては、卓球台、バスケットボール、バトミントンセット等が30分単位の利用料金で、卓球セット、カラオケ機器については、1回の利用料金をそれぞれ明文化をして、料金の透明化を図るというものでございます。

次に、恐れ入りますけれども、新旧対照表をご参照ください。

まず、右上の10分の1ページの別表第1の個人普通券の区分欄に、ちょうど真ん中あたりに、障害者という欄がございます。それから、その下の個人年間利用券におきましても、障害者（大人）という欄があります。ここの区分の適用範囲を修正しております。従来、「身体障害者手帳及び障害者手帳又は療育手帳を所持する者でセンター利用登録を受けた者」という規定をしておりましたけれども、これを「障害者手帳を所持する者でセンター利用登録を受けた者」という規定に改めています。自立支援法の施行によりまして、身体障害、知的障害、それと精神障害、これをあわせて3障害というふうに呼んでおりますけれども、従来でしたら、精神障害が補助対象といえますか、減額対象にならなかったわけですけれども、これを3障害者ともに、この項目で金額の減額規定を受けるという形での適用を拡大するための改定を行っております。

同じような改定が、続きまして、10分の3ページ、別表第2、公衆浴場利用料金におきましても、個人普通券の(5)の障害者の項、それから、下の項の個人年間利用券の(8)の障害者（大人及び小人1）の項で、同様の改定を行っております。

次に、10分の5ページであります。10分の5ページにつきましては、各部屋の利用料金を時間単価の改正を行っておりますけれども、これの真ん中あたりに、左側、トレーニングジムと

いう部屋の区分があります。これは従来、1階、創作室として使用していた部屋をトレーニングマシンを置いたトレーニングジム室に改めまして、その利用料金も、大人600円、高齢者及び障害者では500円という設定をしております。

附則としましては、第1条に、施行日を平成21年4月1日と定め、第2条、第3条では、切り替え前後の会員費及び利用料金の取り扱いの経過措置を定めているところであります。

以上が議案第101号の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 日程12、議案第102号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程12、議案第102号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）の施行の

伴いまして、本条例に所要の改正を行うものであります。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

岬町消防団員等公務災害補償条例（昭和57年岬町条例第10号）の一部を次のように改正するというので、第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというのでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

○谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしくお願ひします。

なお、次の会議は、12月19日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会、午前10時から開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時53分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年12月3日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 和 田 勝 弘

議 員 出 口 實